

**令和8年度 認可保育園・認定こども園（保育園部）
新規入園申込 必要書類一覧（2号・3号認定用）**

番号	書類 確認欄	書類名	備考
1		教育・保育支給認定(現況)申請書 兼 入所(利用調整)申込書	世帯の現況を記入してください。 住民登録上別世帯(世帯分離)であっても、実態として同居であれば、祖 父母等も 必ず 記入してください。記入していない場合、虚偽申請とみなす 場合があります。 ※この書類のみ申込児童の人数分必要です。 (兄弟姉妹同時入園の場合、2枚以上必要です)
2		同意書 兼 誓約書	施設利用にあたっての同意および誓約事項です。
3		個人番号届出書 兼 確認同意書	同居の世帯員全員を記入してください。 ※本書類を提出することで、保護者が他市町村役場から取り寄せが必要な 情報の取得を省略できる場合があります。(例：所得課税証明など)
4		児童情報連絡票	児童の情報を記入してください。
5		就労証明書 (または職業訓練校等の在学証明書)	申請者(保護者)及び配偶者の分が必要ですので、職場の雇用主に記入し てもらってください。自営の方はご自身で記入し、就労証明書と合わせて 確定申告書の写しの提出もしくは、事業所の案内チラシ又は名刺等事業を 実施している証明が別途必要です。 育児休業中の場合も提出が必要です。 ※次年度の4月以降働いている証明が必要です。 ・有期雇用の方で、雇用期間満了後の更新予定が「無または未定」等で4 月以降の証明が出せない方は、申立書に4月以降の予定「①事業所名②事業 所連絡先③雇用期間④就労時間⑤月の就労日数等」を記入し、一旦ご提出 ください。申立書を基に市から事業所に内容確認をさせていただきます。 また、4月以降の証明は発行され次第必ず提出してください。 ・令和6年度より就労証明書の様式が変更されており、有期雇用の方で、 雇用期間が令和8年3月末以前の方であっても、証明書の「14」の更新の 有無の欄に「有」又は「有(予定)」に✓のある方は、認定を雇用期間に 合わせて区切らず、就学前まで認定できるようになりました。満了後に再 提出の必要はありません。ただし、毎年現況届の際には提出していただき ます。 ※就労証明書の19番(保護者記載欄)は保護者ご自身でのご記入をお願い します。
☆		確定申告書 令和7年分 (確定申告書B 第一表の写し) ※～令和8年3月15日までに別途提出	「自営業の方」または「雇用主から源泉徴収票が発行されていない方」 は、収入の大小に係らず 必ず 確定申告を行い、申告書の写しを添付してく ださい。就労によって収入を得ている証明となります。 (収入のない就労は、保育所入所における「働いている」状態とみなせな い場合があります。)
6		申立書	同居親族がいる場合など、この書類が必要です。就労及び就労以外のこと をしている(求職中含む)など、「同居親族全員が自宅で子どもの保育が できない理由」などを詳しく記入してください。
☆		・母子手帳(写し) ・診断書(写し) ・介護保険被保険者証(写し) ・その他、市が提出を求める書類	「6申立書」の内容を証明するために、左記の書類を必ず添付してくださ い。
☆		第2子以降 3歳未満児 保育料免除・助成申請書 ※戸籍謄本の添付必須	申込児童が第2子以降3歳未満児である場合のみ、左記の書類を提出して ください。児童が第2子以降であることの証明のために、戸籍謄本の添付 が必要です。 令和8年度における3歳未満児は、令和5年4月2日以降の出生児を指しま す。

- ・1～5は、提出が必須である書類です。
- ・6および☆は、必要に応じて提出すべき書類です
- ・申し込み時点で臼杵市に住民票がない方は「転入前事前申立書」の提出が必要です。

<重要事項>

- ・「認定こども園の保育園部」をご希望の場合、事前に園へ入園願書を提出が必要な場合があります。